

(別紙)

第三評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p>当該法人は栃木県高根沢町の「認定こども園 陽だまり保育園」と当園の2園を運営していて、共通の理念・基本方針・保育目標のもとで明文化され、「那須高原保育園のしおり」(重要事項説明書)、「全体的な計画」、「月度行事表の裏面」等に記載されている。また、玄関や保育室に保護者、見学者、職員が常に目に付くように文言を掲示している。</p> <p>その他に職員への周知方法として、年2回開催の法人全体の研修会を通じて確認している。また、保護者へは前述の「那須高原保育園のしおり」を利用し、入園時やクラス懇談会を通じて周知に努めている。しかし、基本方針に関しては何れも未記載になっており、重要性に鑑み、漏れのないように口頭による説明だけでなく、理念や保育目標と同様に文言を記載して明示することが望まれる。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p>地域福祉の環境など主に保育に関する情報源に関しては、園長が参加する「施設長会議」や「那須町子ども・子育て会議」に主任保育士が参加して情報収集に努めている。町全体としては高齢の移住者が多く、地域社会のつながりが希薄であること、継続的な出生数の低下による園児の減少などは把握されている。また、近隣のニーズとしては観光立地による休日保育の要望や自宅から近い園への入園希望者が多い地域特性も同様に把握している。しかし、保育のニーズや潜在的利用者に関するデータは、一部把握されているものの分析するまでには至っていない。</p> <p>身近な情報源としては当園からは委員は選任されてはいないが「那須町教育・保育施設未来検討委員会」の議事録がインターネットで公開されている。また、「第2期那須町子ども・子育て支援事業計画」(2020年~2024年)には貴重なデータが多々あり、特に那須町在住の就学前児童がいる家庭の保護者900名余名のアンケートによるニーズ調査等は利用価値が高い。今後の方向性に関わる情報源(那須町第2期保育園運営適正化・整備計画、那須町社会福祉法人事業所連絡会等々)は多々あると思われ、情報の収集と有効活用に期待したい。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
経営課題として①園児の減少②人材の育成③保育士業務の負担軽減の3点が挙げられ、明確化		

はされている。課題の共有と改善に向けての取組は主に理事会が担い、協議を重ねているが、協議の内容や改善策などは会議に出席している園長の範囲に留まっていて、職員に周知するまでには至っていない。まずは課題を職員が理解するとともに、理事会での協議に関して必要最小限の情報は会議などを通じて職員に伝えることが望ましい。

「園児の減少」に関しては理事会を中心に保育所の多機能化・利用定員の見直しなどの議論を重ねるとともに、関連資料を参考にするなどして方向性を見出すことが期待される。また、「人材の育成」に関しては評価項目17の「職員一人ひとりの育成に向けた取組～」で取り上げる。

「保育士業務の負担軽減」については職員・保護者両アンケートからも保育士の業務過多が指摘され懸念する声が上がっている。職員の定着にも関連するこの課題については、現場をよく理解している職員を巻き込んで取り組むべき重要課題であり、園長も十分理解しているので、職員会議で取り上げたりプロジェクトチームを立ち上げるなど早急の対策が望まれる。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
<p>中・長期のきめ細かな計画は策定されていないが、法人と園のそれぞれの立ち位置を踏まえたビジョンは見取れる。3年前に民間委託を受け、出生数の減少傾向はあるものの、法人としては小規模でも利用者に選んでもらう、多様な選択肢を持った園の運営を保護者と共に育てていくことを目指している。将来的には園所有の巡回バスの運行や、保育士の確保にもよるがニーズの高い休日保育も視野に入っている。園としては五感（視覚・聴覚・味覚・嗅覚・触覚）で体感することを重視し自然との触れ合いを通じて、過度な規制のない思い切った保育を目指している。</p> <p>また、地域に溶け込んだ保育園を目指し、ご近所マップを作成して、散歩を利用して近所の人々の様子を見に行ったり、声を掛けられたりするような関係構築を目指している。</p> <p>今後は前述の様々なビジョンを保護者、関連機関、近隣等へ公表して園の目指す方向性を示すとともに、ビジョンを達成するための道筋として、3～5年にわたる目標を明示した計画の策定が求められる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉕・c
<p>中・長期計画が未策定のため、単年度計画との関連性は問えない。単年度の事業計画は「行事計画」だけでなく、「クラス別年間保育目標」、「健康管理」、「食育」、「衛生管理」、「安全管理」、「職員の研修状況」等々が分かり易くコンパクトに記載されている。行事計画の中には「にこまるフェスティバル」の中で新たな試みとして人形劇団（くぐつ人形劇）の観劇を加えて、園のPRを積極的に行っていくことも明示している。また、「BCP」（事業継続計画）は毎年見直しを行い、「安全管理マニュアル」も消防訓練、避難訓練、警察官立会いの下での不審者対応など実施ごとに見直しを行うことが計画されている。その他特筆すべき点としては毎月1回、法人の評議員である臨床発達心理士の小林英二先生が、援助や配慮が必要な児童への相談に応じて職員に対処法を伝授しており、必要に応じて保護者からの相談にも直接応じることも可能である。また、年間を通して宇都宮大学教授佐々木和也先生による5歳児対象の「藍プロジェクト」（藍染の指導）</p>		

も保護者を含めて好評を博し、継続して計画されている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p>全容を記した事業計画書は園長が各事業を集約して策定し、理事会に懸け承認を得て確定している。「全体的な計画」、「年間指導計画」、「安全計画」等々の個々の計画に関しては策定の段階で、各々担当の職員が直接関与し職員会議に懸けて策定している。全容を記した事業計画書の職員への周知方法に関しては、計画書自体を回覧することで理解を促している。しかし、職員への周知方法としては、単に回覧による周知よりも前年度の反省と共に評価・見直し方法も含めて、別途説明会を開催し職員の理解度を高めることが求められる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p>2月に行われる新入園児のオリエンテーションの機会や、新年度の説明会で重要事項の説明と合わせて事業計画の主な内容については伝えているが、資料として事業計画書そのものは提示していない。前期の説明会ではヤヌス・コルチャック（19世紀末から20世紀中葉のポーランドに住むユダヤ人で「子どもの権利条約」の根本には同氏の願いが込められている）の「子どもの権利の尊重」の文言を配付して園の保育への思いを伝えている。しかし、折角全容を網羅した事業計画書があるので、園の各年度における主要な方針や重点目標などは、保護者や地域等へ資料を添付して発信することで、より理解を深めることに繋がる。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p>保育の質の向上に向けた取組として挙げられる「保育士の育成のための研修、法人研修、外部講師の研修参加」は、法人や園が目指す自然を取り入れた保育に力点を置いていて、先行事例として他園を見学したり交流を通じたりして、運営に活かしている。また、法人研修ではワークショップ形式で3グループに分かれて課題解決に向け議論したり、プロのピアニストを招いて法人用の歌作りに取り組んだりするなど、年に数回は系列保育園と合同で全職種が参加して行うことが恒例となっている。</p> <p>一方、「保育士の業務負担の軽減」に関しては手書きの減少については効果を上げているが、抜本的な解決には至っていない。業務の負担軽減は職員のモチベーションの向上やワークライフバランスの改善に繋がる重要な取組のひとつである。更なるITツールの活用、情報の共有、業務フローの見直しなど議論を重ねて改善する場を立ち上げることに期待をかけた。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p>年度末に職員全員が自己評価を行い、主任保育士が評価結果を集計して、園全体の課題を取り上げ職員へ公表している。また、自己評価を行うに当たっての職員の取り組む姿勢や自己評価表の様式の改善点なども指摘している。しかし、折角取り上げた諸課題（園としての弱点）が職員</p>		

間で共有化はされているものの、記録として残すために必要な文書化がされていない点や組織を挙げて改善する仕組みは確立していない。自己評価結果を園の運営に生かすためにも、評価結果を分析・検討して改善に結び付ける場を設け、PDCAサイクルにもとづく取組が期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p>園長は「職務分掌」を基に自らの役割と責任、また有事の際の責務や不在時の権限委任を4月の職員会議で職員に表明している。しかし、職員アンケートからは8割以上が、「できていないところがある」と「できていない」と回答している。園長自身も今回の第三者評価の自己評価コメントでは十分伝えきれていないことを自覚していて、今後の対応としては、年初の職員会議でさらに丁寧な説明を尽くすべく意思表示している。職員の理解度や納得感を高めるためにも、園長の役割と責任を自身の運営方針や考え方も含めて、年初に限らず機会あるごとに質疑応答など交えたきめ細かな議論の場を持つことよって理解度を増すことが望まれる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p>園長は、直近では前期に労働基準監督署主催の法令に関する研修、処遇改善等加算セミナーを受講するなど知識吸収に努めている。労務関連法規に関しては一抹の懸念もみられ、それに先立って今期から法人として系列の保育園と同時に社会保険労務士に外部委託し、労務法令の指導を通して体質強化に取り組んでいる。</p> <p>子育て支援や自立支援、障がい児への支援が強化される2024年の「児童福祉法」改定への理解度を深めるためにも、園長として自身の知識を職員に伝えることが使命と考えており、今後の実行力に期待したい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p>保育の質の向上に向けて、年間2回実施の職員の個人面談や職員会議を通じて手法や改善点等をアドバイスしている。一方、園長としては職員個々の自主性を重んじ「業務のやり方にはあまり口出ししない」、「モチベーションアップのため自主性に任ず」等々の思いがある。園長の考えとして、指示を待つよりも職員が自ら考え、実行して経験から学ぶことも大事であり、一概に否定はできないが、キーポイントは職員を理解することが第一で、そこから個々の職員に対し適正な指示の出し方やアドバイスの仕方に繋げていくことが望ましい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p>経営の改善として法人全体で0歳児のマックスとしての受け入れ人数を模索したり、人件費比率の適正化を目指したりしている。職員アンケートからは「経営や業務の効率化についての指導力を発揮しているか」についての評価は低調である。園長としては園でできることとして、業務</p>		

量の削減を目指し、手書きの減少や経費削減としての節電、備品や教材の無駄排除を職員に呼びかけていて、一定の効果は上げている。しかし、物価高の折もあり更に職員の喚起を促すためにも朝礼で訴えたり、無駄排除の張り紙をしたりすることも手法になる。また、削減効果や効率アップの度合いなど効果の確認が目視できるように、前年同月と対比するなど実効性を高める取組に期待したい。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p>定期採用など具体的な採用計画は立てていないが、必要な福祉人材、主に保育士の確保に際しては採用の確定前に求職者が法人内の保育の現場を見学・体験することで、採用する側と入職希望者との間に齟齬が生じないように手立てを講じることで、効果的な採用に結び付けている。また、今後の職員の採用や定着に関しては、園長の構想として職員個々が抱える諸状況を把握・理解することで、計画的な職員の採用やワークライフバランスを考慮した対応等を進める手立てがあり、期待値は高い。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p>総合的な人事管理とは言うまでもなく、法人・園が目指す理念・基本方針等を達成するために職員の効率的な確保・適正な配置・能力の向上・最適な処遇等により人材の活性化を図るための一連の流れである。職員アンケートからは、人事管理の中でも重要事項の一つである「人事考課の目的を職員に説明し、人事考課の結果について職員へのフィードバックがされていますか」の問いに対する評価は低い。職員の納得感を得るためには、法人を上げての可視化された評価基準の策定と、その説明及び必要に応じて結果に応えることが不可欠である。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p>就業状況や意向の把握に関しては主に園長が担当していて、時間外勤務に関しては、多い職員で月に4時間程度で多くの職員は時間外勤務が少ない。また、時間外勤務に対しては、体調や健康を考慮して勤務時間の短縮などの配慮がみられる。有給休暇の取得率に関しては偏りもあるが、平均して年間50%程度で推移している。また、年に1回職員の意向や諸事情の把握に努めて面談の機会を設けているが、回数を増やす要望もあり、今後の対応に期待するとともに、何時でも気軽に相談できる雰囲気づくりが重要である。</p> <p>職員の悩みや相談事への対応については項目5でも触れたが、法人の評議員でもある心理職の専門家が月1回来園し、支援が必要な子どもへ対応するとともに、職員のメンタルヘルスにも取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c

<p>法人及び園が求める「期待する職員像」は文書としては明記していないが、実際に現場を体感することによって、法人と園の保育に懸ける思いと情熱（理念・基本方針・保育目標など）に共感する人材を採用して育成に繋げている。人材の育成に関しては職員個々が年度目標を掲げて、達成に向けて切磋琢磨することが人材の育成にとって重要な要素の一つ（目標管理制度）である。現時点ではクラスごとに年度を取組を検討することや、年頭の職員会議の場で個々の職員が年度に向けた抱負や願望を口頭で意思表示するだけで、文書化した資料等はない。園長としては目標の設定から評価までの一連の流れを体系化し、管理する仕組みを策定すべく意向を表明しているため早期の実施が期待される。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・②・c</p>
<p>教育の一環としての職員研修に関しては、研修の年度におけるテーマは法人が策定し、個々の研修種別については園内・園外研修ともに園長が計画している。前期の研修実績としてはキャリアアップ研修会、栃木県社会福祉協議会主催研修会、総合教育センター那須町人間プログラム研修等々がある。しかし、教育・研修に関しての基本的な方針については未策定である。基本方針の策定は園の運営にとって最重要テーマであり、理念・基本方針に基づいた運営を支える人材（期待する職員像）を育成する施策の策定が求められる。それには個々の職員の能力やスキル・担っている役割・成長意欲の度合い・抱えている課題などを把握することが前提条件で、それらを周知した上での教育・研修に結び付けることが望まれる。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a・②・c</p>
<p>常勤・非常勤職員・職種に関わらず、教育・研修の機会は均等に与えられている。また、必要に応じて園の休園日に全員が一同に会する教育・研修の機会も設けられている。しかし、前項でも触れたが、個々の職員の能力やキャリアに応じた研修・教育を選別するなどの仕組みはない。研修の未受講者に関しては研修資料を回覧して研修内容の共有を図っている。研修レポートは法人研修では提出が義務化されているが、外部研修に関しては現地で研修レポート自体を提出してしまうので園に記録は残らない。</p> <p>今後の園の研修種別の選択や個々人の習熟度（ステップアップ）など、次回の研修に繋がる貴重な資料となるので、外部研修に関してもレポートの提出は義務化することが望ましい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>実習生の受け入れに関しては園長が窓口となって、短期大学・専門学校で用意する「研修プログラム」を主体に、「実習生受入手引き」（保育士部会の保育実習充実支援実行委員会作成）に沿って実施している。受け入れに関しては積極的で、前述の対象校へ当園からアプローチしたりしているが、県北地区という地理的な制約もあり、2024年度の受入予定はない。保育士の採用が厳しい状況が続く中、前期の実習生で近隣在住の2名が2024年度の採用に繋がったことは、職員の採用前に現場体験を行うのと同様に、当園をアピールする絶好の場にもなっていることが窺える。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p>社会福祉法人として義務付けられている「現況報告書」、「定款」、「財務諸表」等々はそれぞれインターネットを通じて公開されている。また、園内での一定期間の公表義務書類（事業計画書・収支決算書・事業報告書等々）は、閲覧可能となっている。</p> <p>「理念」・「保育目標」の地域への発信に関しては、那須町の「入園手続きガイドブック」に記載されるとともに、子ども子育て支援情報システム「ここdeサーチ」でも発信している。</p> <p>また、ホームページに関しては、保護者会の協力を得て、園のPR強化・園児の入園促進も兼ねて改装中である。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a ・b・c
<p>「定款」、「職務分掌」、「重要事項説明書」に則り、適正な運営を心掛けている。内部監査に関しては、事業運営・会計両監査に関して適正に処理されていて問題は発生していない。直近の外部監査では、令和5年度に県の指導監査が行われ、概ね良好との結果を得ている。また、事務長が指導監査の口頭での指摘等に対して園の対応を詳細に纏め、記録として残し職員へ回覧して共有している。決算資料・財務諸表等の作成に関しては、外部の税理士事務所に委託し、経理処理等の指導を受けている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a ・b・c
<p>園の保育方針には、地域との関係を重視した保育を掲げており、園での取組の積極的な発信と地域貢献を謳っている。園の周りを走るマラソンでは、地域住民に声をかけて応援をお願いしたり、フェス（秋祭り）には地域の人にも呼びかけて参加してもらったりしている。門の掲示板には、子どもの様子を写した写真を掲げて、園への理解を深めてもらう取組もしている。子どもの保護者は那須町に移住してきた人や那須町で商売をしている人など、地域に対して愛情をもっている人が多い。</p> <p>園の活動では那須焼窯で子どもが焼いた茶碗を使ったり、那須岳登山やビジターセンターを利用したりして、地域の資産を活用する取組を行って地域とのつながりを強めている。地域の祭りや行事にも参加して年長組が和太鼓を披露する機会もある。那須町の委託を受けて運営を開始して3年余であるため、まだまだ地域の細かいところまでは把握できておらず、今後は高齢者の福祉施設等との関係も作っていきたいとしている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
ボランティアの受け入れ方針や受け入れマニュアルは作成していない。地域で絵本カフェを主		

宰している人が、週2回絵本の読み聞かせに来てくれている。園としては、一日保育現場に入って子どもと遊んでくれるようなボランティアを望んでいる。園の活動で必要なときには、保護者が力を貸してくれることが多く、遊具類も保護者が手作りしたものである。清掃奉仕や園のお祭りの設営など、「おやじの会」と称する父親たちが、知恵と力を発揮している。

高校生の職場体験（インターンシップ）や中学生の職場体験（マイチャレンジ）を積極的に受け入れて、学校教育に協力している。

今後は「ボランティア受け入れマニュアル」と「職場体験受け入れマニュアル」を整備し、その目的や受け入れ手順、受け入れ責任者、注意事項等を明らかにして体制を整備することが望まれる。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㉑・c
----	--	-------

園が必要としている社会資源として、子育て相談機関である那須町こども未来課や子育て支援センター、県北児童相談所、要保護児童対策地域協議会等が挙げられる。これらの機関とは必要に応じて連絡を取り合い、保育や子育て支援を提供する際に何かあったときには連携して対応できるようにしている。また、毎月、臨床発達心理士を招いて、支援が必要な子どもの様子を観察してもらいながら、保育のアドバイスを受け、保護者も同席して直接相談に応じてもらう活動を継続している。職員の中にファミリーサポートセンターの登録会員がおり、家庭で必要であれば、ファミリーサポートセンターを紹介して、利用できるようにしている。

相談機関以外にも、那須町や警察署、消防署をはじめ、社会福祉協議会、医療機関、小・中学校、保育園・幼稚園・こども園、公民館、文化会館、体育施設、公園、障がい者支援施設等々、目的に応じていろいろとあるが、これらを分類・リスト化して掲示するなどの取組が望まれる。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉑・c
----	--	-------

地域福祉の環境など主に保育に関する情報に関しては、園長が参加する「施設長会議」や「那須町子ども・子育て会議」に主任保育士が参加して情報収集に努めている。町全体としては高齢の移住者が多く、地域社会のつながりが希薄であること、継続的な出生数の低下による子ども人口の減少などを課題として把握している。また、観光産業従業員が多いことから、休日保育の要望や自宅から近い園への入園希望者が多い地域特性も把握している。ただ、地域についてまだ詳細には把握できていないため、門前の掲示板に園の様子の写真などを掲示して、まずは地域住民にこの園を知ってもらおうと努めている。園の活動実践は、那須町や教育関係者からも注目されているため、今後、地域に根ざした園運営が期待される。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉑・c
----	--	-------

把握した福祉ニーズに基づく活動や取組はないが、園では園庭を開放して地域の育児中の親子に遊んでもらったり、隣接の施設を利用している団体に園庭の利用をしてもらったりしている。園長は那須町の小学校に出向き絵本の読み聞かせを担当するほか、子育て相談の場で絵本についての講話を依頼されている。毎年1月には公民館を借りて、系列保育園の園長が主宰する和太鼓グループの公演を企画して地域にも広くPRし参加者を募っている。

ゆくゆくは、園を地域の子育ての要、さらに全世代が集える場所にしたいとの構想もあり、今後の地域貢献事業の展開が期待される。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p>園の理念には、「一人ひとりの子どもたちの笑顔が輝くよう、誰もが主人公になれるよう、子どもたちを真ん中に、みんなで作る保育園でありたいと考えます（抜粋）」とあり、子どもを尊重し、子どもの主体性を育てる姿勢を掲げている。毎年、子どもの人権や虐待防止の研修に職員を派遣し、学びを共有している。一番目につくところに「子どもの権利条約（ユニセフ協会抄訳）」を貼り、常に子どもの人権について心に留めるように取り組んでいる。</p> <p>職員有志の発案で、『子どものじんけん まるわかり』（汐見稔幸、新保庄三、野澤祥子共著）を用い、話し合いを交えながら子どもの人権について学んでいる。令和5年度に不適切保育があったことから、令和6年度はさらに研修を積み、人権チェックシートを用いて振り返りを行い、不適切な対応のない保育に取り組んでいる。</p> <p>上記の本の中で紹介されていたヤヌシュ・コルチャックの「子どもの権利の尊重」（13項目）の文章を新年度の保護者説明会で配付して紹介し、内容を説明して周知を図っている。また、園の理念は園だよりや園のしおりにも掲載して、子どもの人権と園の姿勢について、常に保護者の目に触れるように取り組んでいる。</p> <p>今後は、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮した保育の在り方にも留意し、子どもの人権の推進に取り組んで欲しい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ b ・c
<p>園のしおりには、個人情報の取り扱いについて説明文を掲載している。就業規則の服務規程には、守秘義務についての定めがある。園で撮影した写真の取り扱いについて、保護者の同意を得た上で園だよりや掲示に利用している。また、行事の際の保護者による写真撮影について、SNS等に安易に掲載しないよう注意を促している。</p> <p>保育の場面では、おむつ替えや着替えの際に注意をする取組をしているが、プライバシー保護規定のような文書化したものはない。また、プール活動の時など、羞恥心や性への配慮に無頓着な点を危惧する声もあることから、どのような場面でプライバシーに配慮する必要があるのか、性教育の観点も踏まえて詳細を文書化しておくことが求められる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
毎年度、園児募集のために、那須町こども未来課から「保育園入園手続きガイドブック」が		

発行され、入園の基準や手続きについて詳細が掲載されている。また、各園の写真付きの紹介のページがあり、ガイドブックは町のホームページでも見ることができる。入園希望者には園のしおりを配付するとともに見学会や説明会を実施している。

毎月の園だよりやクラスだより、予定表、献立表等を地域の公民館や就学先の小学校に届けて園の取組を伝えている。主任保育士が執筆を担当している Facebook はあるが、園独自のホームページがないため、保護者の協力を得て作成中である。

園の保育の取組は、他園とは異なる考えの基に実施されており、保護者の理解が必須となるため、保護者説明会では考え方や取組の方針等を丁寧に説明して、納得して入園してもらうようにしている。園の所在地は別荘地の奥の人目につきにくい場所であり、通りかかりに立ち寄るといふ環境にない。従って、PRの強化やホームページ等の情報媒体の充実が急がれる。

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
----	--	----------------

園のしおりが重要事項説明書を兼ねており、新入園児オリエンテーション時に内容を説明している。重要事項説明書は毎年改訂され、在園児保護者と職員に配付しており、加えて、新年度説明会では、園から保護者に伝えたいことや変更があった内容を説明し、個人懇談やクラス懇談会でも説明している。年度途中の変更に関しては、園だよりや通知文で知らせており、配慮が必要な保護者に関しては直接口頭で丁寧に説明するようにしている。少人数の保育園なので、直接話し合う回数が増えると、保護者と園の信頼関係が増したり、理解が進んだりすると考えている。毎年度、重要事項説明書とともに、事業計画を含めた園の取組について、何らかの方法で保護者に配付・周知することを期待したい。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
----	---	----------------

那須町の方針として、転園を希望する場合、町の保育係が仲立ちして児童票のやりとりや情報のやりとりをする仕組みになっている。それ以外にも、担任等が直接相手の保育園等と連絡を取って、パソコン内に保存されている情報の抜粋を送ることがある。これらのやりとりは、保護者の同意と確認を経た上で実施されている。ただし、転園・退園の際の対応方法や流れについては明文化したものがいないため、園として文書化することが望まれる。また、転園する場合には、いつでも相談に応じるという内容の文書を渡しておくことも期待される。

園独自の取組として、卒園児は「満会（卒園児の会）」に入会し、おかえり保育やキャンプなどの様々なイベントが企画され、保育園に帰ってくる機会が年に数回ある。このため、親も子どもも、小学校での悩みなどを相談しやすい環境が整えられている。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足度の向上に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
----	--	----------------

利用者満足度を測るためのアンケート調査等は実施しておらず、行事の後にアンケートを採ることもしていない。平日頃から連絡帳やメールを通して、あるいは直接口頭で、行事の感想や要望、提案など園に伝えることができる関係を作っており、保護者役員会では行事の振り返りを行い、改善提案をすることがあるため、園では満足度を把握できていると考えている。また、保護者会では、園の職員が働き過ぎではないかとの心配の声が上がるなど、園に対する満足を示しているとも受け取れる発言があり、今後も直接声を聞く取組を続けたいとしている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p>「苦情解決窓口」を設け、苦情受付担当者を事務長と主任保育士、苦情受付責任者を園長と定め、第三者委員には臨床発達心理士と主任児童委員をあてて苦情解決体制を整備している。園のしおりに苦情解決体制について掲載し、また、保護者の目に止まりやすい事務所の窓に貼って周知を行っている。利用されることはないと考え、苦情受け付け箱は設置していない。保護者アンケート結果によれば、制度について概ね周知が図られていることが窺える。苦情の申し出があれば、まずは内容をよく把握し、申出人と話し合っ解決を図る仕組みとなっている。内容や解決の結果については、制度の趣旨に照らして、申出人等のプライバシーに配慮した上で、園だより等の文書で公表することが求められる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ b ・c
<p>保護者からの相談への対応方法について、マニュアルや相談室などの用意がなく、園のしおりに園だよりには相談を呼びかける文書も掲載していない。ただし、園としては常に保護者と職員が話し合う関係が作られていると考えている。また、全ての子どもに連絡帳があるため、保護者と担任のやりとりは常に行われており、これらの姿勢が保護者の信頼を得ている要因のひとつとなっている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p>保護者相談対応マニュアルはないが、保護者アンケート結果によると、「意見や要望などにきちんと対応してくれる」との回答が80%に達しており、また自由記述にも「どの保育士にも気軽に話せて何でも相談できる」とか、「親身になって相談にのってくれる」「子どものことで悩んだときも相談しやすい」「保護者と保育士の垣根がない」との記述が見られ、気軽に相談できることが窺える。</p> <p>一方で、保護者アンケートからは、仕事の関係で行事への参加がしづらく、保育士ともあまり話ができないことで疎外感を感じている保護者がいることも窺えるので、相談対応について、園だよりや園のしおりで案内と説明をすることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p>「安全管理マニュアル」と「安全計画」を設け、基本方針と危機管理対策を明文化しており、危機管理責任者として園長を指定し、リスクマネジメント体制を構築している。事故防止、災害、不審者対応のマニュアルも整備し、毎月避難訓練を実施して、マニュアルに不備が見つかれば修正するようにしている。マニュアルは全職員に配付し、保護者のために登園管理システムのところに掲示している。ヒヤリハットの事例収集も行っているが、分析が十分ではない。</p> <p>園のしおりによると、子どもが直面する危険について、「子どもが予測できる危険＝リスク」（例：地面の凸凹や斜面）と「子どもが予測できない危険＝ハザード」（手作り遊具の劣化や整備不良、釘やガラス破片）に分類し、ハザードだけを取り除くという考え方を提示している。「ハザード」を取り除きつつ、子どもの成長につながる「リスク」をいかに残せるか、を検討</p>		

しながら保育に当たっている。子どもの遊びから「ケガをすること」を抜き取ってしまうのではなく、ある程度の危険要素を残して、子どもの成長につながる環境作りを考えよう、と保護者に呼びかけている。保護者の理解がなくては成立しない保育環境である。

上記の考え方は、一般社会では今や排除されようとしているものなので、今後も保護者や地域社会の理解を促すために、説明と周知、PRに努めて欲しい。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
----	--	----------------

「保健衛生管理マニュアル」「感染症対応マニュアル」などを策定し、感染症が発生した場合の拡大防止措置や、食中毒防止対策を行っている。嘔吐物処理に関しては、研修にかえて文書の回覧を行って周知している。園内で感染症が発生した場合は、情報発信して保護者と情報を共有している。マニュアルについては、今後も見直しをする予定である。看護師が週3日勤務しており、病後児のみならず、普段から子どもの健康状態に注意を払っている。看護師が担当して園だよりのコーナーに「健康だよ」を掲載して、保護者に健康管理の情報や感染症の状況について知らせている。指定感染症などの登園基準（休む日数や登園が可能となる日の判断の仕方など）について、分かりやすい図で示し、園のしおりに掲載し周知に努めている。

感染症に関する事業継続計画（BCP）は2024年度に策定した。感染症対応は種類によっても異なるため、策定済みの事業継続計画に従って研修や訓練を重ね、計画やマニュアル類の見直しを行うことが求められる。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
----	--	----------------

「自然災害等危機管理マニュアル」と「非常災害対策計画」を策定し、統括責任者を園長、不在の代行者を事務長と決めて体制を整えている。年間避難訓練計画を立てて、毎月、火災・災害・不審者侵入等状況設定を変えながら避難訓練を実施している。訓練時には、消防署や警察署にも協力とアドバイスを求めている。また、保護者との引渡し訓練も、町内の小中学校と協働で実施している。26年前の1998年に那須水害が発生したが、その時の那須町発行の報告書を事務所に保管して、災害に対する職員の意識を高める備えとしている。被災時に園が機能しなくなったときに備えて、近隣の土地所有者に協力を得て、第2避難場所としている。

那須町は那須岳という活火山を背負っている。町ではハザードマップや『那須岳火山防災ハンドブック』を配布して噴火の際の避難や注意事項を知らせている。園では突然起こる噴火災害に対応して、子どもを安全な場所に避難させることを第一義とし、その時は保護者への引渡しはせず、職員の車に分乗させて山の麓へ逃げる、という手段を取ることにしている。引渡しをせず園の責任で避難行動を取ることにについては、保護者とも相談し、予め保護者の同意を得ている。調査日に突然、那須町の有線放送で訓練のための緊急地震速報が入り、何をしても、子どもはまずは大人（保育士）のいるところに集合し、大人の指示に従って次の避難行動を取る、という訓練を垣間見ることができた。

災害時の備品として、1日分の水と米を用意しており、誕生日会には羽釜で赤飯を炊くことにして炊きだし訓練の一助としている。ほかの備蓄食品なども用意している。職員アンケートでは、災害時の出勤基準や安否確認方法の周知が十分ではないことが窺えるので、策定済みの事業継続計画に従って、研修や訓練を行うことが求められる。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㊦・c
<p>園で行われている保育の基本姿勢については「那須高原保育園のしおり」（重要事項説明書）に書かれており、保育の実施の留意点等については安全管理マニュアルや安全計画で文書化し全職員に配付している。しおりには園独自で取組む保育（五感で体感する保育・子どもが予測できるリスクと予測できないリスク・園庭の考え方・食育・異年齢保育・行事等）、保護者との連携、地域とのつながり等について記載してある。保育が園の保育方針や留意点に基づいて実施されているかは、園長・主任が指導計画の評価や日常の保育の中で行い、職員が会議や日々の保育の中で話し合い確認を行っている。園としては標準的な実施方法としては文書化していないと捉えており、今後誰もがわかるような保育の実施方法にすることが必要と考えている。保育の一定の水準・内容を実現することを目指すための保育の標準的な実施方法を文書化し、職員全体に周知するための研修や個別指導が今後行われることを期待する。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p>安全管理マニュアル等については、必要に応じ現在の状況に合わせて全体会議やクラス等で検証し見直しを行っている。標準的な実施方法としては文書化されていないので、園全体での見直しの仕組みは確立していない。今後は子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるよう、定期的に現状を検証し、保育の実施方法について見直しをしていく仕組みを構築することを期待する。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・㊦・c
<p>入園前と毎年度2回（6月と1月）に個人面談を行い、子どものニーズや家庭状況等を把握し、保護者の意向確認をしている。年齢別の年間指導計画は担当保育士が、月案は担任同士が話し合い作成し、園長・主任が確認しアドバイス等を行っている。3歳未満児と支援の必要な子どもについては、個別計画を作成している。月1回臨床発達心理士が来園しており、合議やアドバイスを受け指導計画作成に活かしている。アセスメントについては様式があり手順を定めており、年間指導計画の年4回の期ごとの評価時に、一人ひとりの子どもの状況、課題、援助等について児童票経過欄に記入されている。一人ひとりの子どもに応じた保育士の支援や留意点については、記入の仕方に差が見られるので、アセスメントが指導計画に反映されるよう、手順・記録について再度全体で確認し共有することを期待する。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㊦・c
<p>年間指導計画は年4回、期ごとに評価・見直しを行い、職員全体会議でクラスごとの評価とまとめを行っている。月案や個別指導計画はクラス会議で協議・評価し、園長・主任が確認しアドバイス等を行っている。行事や安全関係等の計画は、担当者が作成して全体に周知し、実施後に評価する手順になっている。今後更に、指導計画の評価・見直しを、標準的な実施方法に反映す</p>		

べき事項か、保育・支援の状況に関することか、保育の質に関わる課題等かを明確にし、次の指導計画の作成に活かすようにすることを期待する。また指導計画の急な変更に関する手順、仕組みは明示していないので、早急に検討予定となっている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c
保育日誌や児童票、健康管理等の記録は定められた様式によって保育園業務支援システムに記録され、全体で共有できるようになっている。個別指導計画だけが町との共有になっているので、支援システム内に記録がないため園内での共有は会議等でおこなっているが、今後は支援システム内に記録していく予定になっている。給食関係、事故報告、避難訓練、安全点検等は定められた様式で記録をしている。今後は記録方法が変更になっていくことが考えられるので、職員による記録内容や方法に差異が生じないように、記録要領を整備し、見直しを行い職員に周知することを期待する。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
法人の規定により、子どもに関する記録の管理を行っている。法人としてデジタルの良さと紙ベースの良さを見極めて、記録の管理体制を確立していきたいと考えている。園の事務室が接客の場ともなっているので、文書保管等のセキュリティについても検討を行っている。記録の管理等については、職員への教育や研修がまだ十分でないと感じており、今後充実させていきたいと考えている。保護者には入園時に保育園のしおり（重要事項説明書）等で説明しているが、情報開示の規定がないので、今後作成し保護者に提示していく予定である。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ b ・c
「子どもを真ん中に親、保育士、地域の人々の温もりいっぱいみんなの集う場」として、保育理念・保育目標・保育方針（子どものための保育園・共育ちとしての子育て支援・より地域に根差して）に基づき、全体的な計画を作成している。毎年度各クラス担任を中心に、子どもの育てたい姿、年齢別目標、異年齢保育、食育、保健、安全管理等について作成している。年間指導計画を中心に、年4回期ごとのまとめ会議を行い評価等は行っているが、全体的な計画の評価（年度の評価）は総合的には行っておらず課題と捉えている。今後は特色ある活動（畑プロジェクト・卒園児の会等）や保護者との活動、地域との交流、職員の研修・自己評価等を含む園の「全体的な計画」を年度末に評価・見直しを行い、次年度の創意工夫された保育の実践に繋がる全体的な計画作成に反映させていくことを期待する。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ b ・c

園庭は広く、林があり樹木も多く、四季を感じる事ができる。園は「遊びにはある程度の危険が伴い、その危険への挑戦が楽しさに繋がる」と捉え、子どもが予測できクリアできるリスクと子どもが予測できない危険なことを考えて園庭等の整備をしている。園舎については、2021年に民間委託になってから、子どもが裸足で過ごせるようウッドデッキへの改修、サッシも外が見渡せるようプラスチック製から透明ガラスに替える等の改修を行っている。また木くずや端材を原料とした木質ペレットを燃料としたストーブを取り入れ、子ども達が炎を見て火の温もりを実際に感じられる様にした。手作り遊具については子どもの遊び方に合わせて改良し、劣化等に注意し整備している。釘やガラスの破片がないか、床の状況等について職員が常に安全管理をしている。子どもは年齢に関係なく、広い園庭を使い思い思いに好きな遊びを工夫して楽しみ、保育士が見守る姿が見られた。園舎は1964年に開所し、2011年に増改築されている建物で老朽化しており、必要に応じて修繕等が行われている。冬場の寒さ対策や、職員駐車場と園庭との境がないなどの課題については、法人として検討していくとのことである。更に子どもが心地よく安心して過ごすことのできる環境になるよう、今後の園の改善への取組を期待する。

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉑・b・c
----	---	-------

保育士は一人ひとりの子どもの状況を把握し、あるがままの姿を受けとめ寄り添う保育を心掛け、保育士からの言葉かけについては出来るだけ少なくしている。子どもの視点で子どもをみることや、子ども一人ひとりの感性についてどう捉えるか、個々への対応などについて、日々職員間で話し合うことを多くしている。一人ひとりの援助については期ごとに状況や課題が記録され、全体会議を行い園全体で確認できる仕組みになっている。保育士以外の職員も、一日の中で様々な時間に子どもに関わる姿が見られ、園全体で一人ひとりの子どもを受容し、保育に取り組んでいることが窺えた。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・㉒・c
----	---	-------

子どもが基本的習慣を身につけることができるよう 家庭環境に配慮し一人ひとりの発達に合わせて援助を行っている。保育士は時間がかかっても子どもが自分でできるまで見守り、無理強いないで「できた」という達成感や満足感、次への意欲を育てるよう援助をしている。幼児の縦割りクラスでは、年上の子どものやる姿から年下の子どもが学ぶことや、年長児が教える姿が見られ、子どもが自然に基本的な生活習慣を身につけられる環境になっている。

一人ひとりの子どもが考えて行動しているので、保育士の対応の難しさも見られる。子どもが乳児期から就学までに段階を経て基本的な生活習慣を身につけていくことについて、職員間での共通理解をしていくことを更に期待する。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
----	---	-------

子どもが自分で考え、自分で選択して行動出来、困難があっても立ち向かえるよう、園全体で取り組んでいる。子どもが自発的に意欲的に関わることができる環境整備を行い、職員が寄り添い保育を行っている。毎日自然とふれあいながらのびのびと遊び、異年齢児との生活や遊びの中で友だちとの関係をつくり共同活動ができるよう配慮している。園外活動も多く行われ、地域の人と接し（にこまるフェス・マラソン大会・交番訪問・消防署訪問等）、社会体験（陶芸・味噌づくり・法人内保育園訪問等）も行っている。保育士は子ども同士の会話、子どもの意見を聞くこ

<p>とを優先し、保育士から子どもへの声かけも言葉を選び対応している。</p> <p>子どもが自主的に食事準備や午睡準備を始め、保育士が「ありがとう、助かるわ」と言葉をかける姿や、次の遊びの予定等を話し合う子どもの姿が見られた。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑥ ・c
<p>0歳児は定員6名で今年度は3名受け入れている。0歳児であっても部屋に籠ることなく、外へ出て保育を行っている。朝や夕方の保育場面では各クラスの子どもと関わられるよう、担任だけでなく保育士全員が、子ども一人ひとりの発達を理解し対応している。保育士は子どもの気持を汲み取り、寄り添い、一人ひとりとの信頼関係を作ること大切にしている。離乳期には、保護者と連携を取りながら一人ひとりの発達に応じて献立を作成し、調理の工夫をしている。調理形態と献立を5期(5~6ヶ月・7~8ヶ月・9~11ヶ月・12~15ヶ月・16~18ヶ月)に分け作成した月の献立表を保護者に配付している。食材は家庭で数回食べてもらい安全を確認してから園でも提供している。保護者とは連絡帳や送迎時の会話で日々の生活リズムや離乳食等について密に連携し、いつでも保護者の相談に応じ支援を行っている。築年数から、保育室の広さや冬場の暖房対策などが課題となっているので、今後の対応を期待する。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑦ ・b・c
<p>1・2歳児は年齢別クラスで保育をしている。子どもが安心して自発的な活動ができ、子ども自身の力で生活していけるよう、一人ひとりの発達に合わせ必要に応じた援助をしている。寝返りが出来、自分の力で動けるようになると、紙おむつを外して布パンツを使用し動きやすくしている。離乳食が始まって手が使えるようになると、自分の手で口に運び自分のタイミングで食事をすることを見守り、子どものペースで離乳を進めている。午前中のおやつは提供していないが、昼食時間を年齢に合わせ調整している。お家のような保育園として、生活や遊びの中で異年齢の子どもと関わりもって過ごすこと大切にしており、異年齢の子どもと一緒に遊ぶ姿が多く見られた。保育士は子どもが一日を気持ちよく心ゆたかに過ごし、だれかと繋がっていることの楽しさを感じることができるために、保育士自身も楽しく過ごすことを心掛けている。保護者とは連絡帳や日々の送迎時の会話や個人懇談、クラス懇談会で、子どもやクラスの様子を伝えて、信頼を深め連携を図っている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑧ ・b・c
<p>3・4・5歳児は縦割りの2クラスになっている。大人が保育を提供するのではなく、子ども自身が自分たちの一日を自分たちで作っていくよう支援している。どんな時も子どもが作戦会議を開きやりたいことを話し合い、その中で発言する力や自分の一日を自分で切り開く力を育てている。季節の行事、キャンプ、調理活動、藍の栽培と収穫、親子での活動、地域との交流活動が計画され、子どもは様々な体験をしている。その行事についても日時は決まっているが、子どもが何をするかは作戦会議で話し合っているとのことである。保育士はクラス担任と年齢別の担当をし、活動により連携して子どもを援助している。また日常の保育の中で年上の子どもが年下の</p>		

子どもを気にかけたり、年下の子どもが年上の子どもをモデルにしたりしながら育ちあう機会を大切にし、子ども自身が気づき次に進めるよう配慮している。保護者には活動の写真の掲示や連絡帳、毎月の園だより・クラスだよりで知らせている。門の前の掲示板に写真等で活動の様子を掲示し、保護者や近所の方に園の様子を伝えている。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉓・b・c
----	---	-------

障害がある、なしに関わらず皆が安心して生活ができ、子どもがお互いに成長できるよう支援をしている。建物・設備はバリアフリー化されていないが、必要に応じて環境整備を行っている。月1回臨床発達心理士が継続して来園しており、支援が必要と思われる子どもへの保育内容・保育士の関わり方を学んでいる。また外部の療育機関に出向き、情報交換や年2回担当者会議を実施し連携を図っている。担当保育士は個別指導計画を作成し、職員間で共有し連携して保育を行っている。臨床発達心理士は、希望により保護者の相談にも対応している。運動会前にクラス懇談会を開催し、一人ひとりの子どもが取り組む姿を見て欲しいこと、一人ひとりの成長の過程を見て欲しいことなどを保護者に伝えている。運動会では保護者が自分の子どもだけでなく、全員の子どもを応援し、一緒に成長を感じている様子が見られたとのことである。

A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉔・c
----	---	-------

子どもが安心してゆったり生活するために、園全体の保育、年齢別保育、異年齢児保育とその活動に応じて職員配置をしている。子どもが主体的に遊べる環境を作ることで、子どもそれぞれが自分で安心して過ごせる場を見つけており、保育士が見守っているとのことである。日常的に異年齢児保育を実施していることで、子どもは年齢の違う子と自然に過ごしている。

保護者に伝えなければならないことは、連絡帳に記入するとともに遅番担当に引き継ぎを行い、確実に伝達する仕組みとなっている。遅番保育時間は、絵本を読むなどゆったりと安心して過ごせるよう配慮している。今後は園として延長保育時のおやつを提供を検討していきたいと考えている。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉕・b・c
----	---	-------

子どもが小学校に憧れを持ち、わくわくした気持ちを持って入学を迎えられる様に配慮し保育を行っている。小学校入学後に、今までと違う環境や状況になっても、自分で対応できる力が育てる支援をしていきたいと考えている。文字や数に対しては、日々の園生活の中で興味と関心が持てるよう留意している。那須町は保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携に取り組んでおり、教育委員会主催で1月以降に子どもは自分の就学先の各小学校に行き、在校生と交流する機会が設けられている。6月に指導主事の先生が来園し、保護者に就学前説明会を開催している。園でも常時保護者の相談等に応じている。小学校とは、年2回の園長学校長会議、教務主任と主任会議、年数回の小学校1年生担任と年長児担任の幼保小接続推進研修会が行われ、意見交換を行い連携を図っている。また就学先の小学校の先生と保育園担任がお互いに訪問し合い、生活等を見たり話し合いも行っている。園としては子どもが入学後戸惑わないように、園の特色ある保育を学校に理解してもらおう働きかけを積極的に行っている。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ ⑫ ・c
<p>子どもの健康状態、発育発達については保育園業務支援システム内で管理されており、職員誰もが閲覧できるようになっている。毎年度初めに子ども全員の家庭の生活状況、既往歴、予防接種の状況を確認し、その後の状況は個人面談等で確認し記録している。午睡チェックは徹底して行い、SIDSについては入園説明会で保護者に説明している。保護者には園だよりの中で、看護師が今月の健康についてとしてメッセージを載せている。園としては薬を預かることはしていない。怪我や事故については報告書を作成し、内容は全職員に周知している。</p> <p>年間保健計画は、全体計画の中に健康支援・保健・環境の項目で目標と活動計画があるが、具体的な内容にはなっていない。健康管理マニュアルは安全管理マニュアルの中に入っている項目もあるが、園としては不十分と考えている。今後は、健康管理マニュアルの見直しと共に、年間保健計画が再検討されることを期待する。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ ⑬ ・c
<p>内科検診・歯科検診・尿検査（年2回）を行い、診断結果を記録し、保護者には受診の必要な子どもに対して伝えている。その後の状況については個々に確認し、家庭と共有し日々の保育の配慮に繋いでいる。年長児対象で永久歯科指導を受けている。今後は更に現在の子どもの状況に対応した内容を保健計画に反映させ、園全体で共有することを期待する。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ ⑭ ・c
<p>食物アレルギーのある子どもに対しては、医師の指示による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」「保育園給食個別対応願出書」、保護者が記入した「アレルギー個別対応表」に基づき、保護者・担任・調理師・園長の面談により個別対応をしている。園では皆が安心して食事ができ、アレルギーの仲間がいることを忘れないように、「ともだち給食」として乳製品や卵の献立は月1回としている。誤食を防ぐために、食物アレルギーのある子どものクラス担任は、毎朝調理室と確認し、除去食がある場合には代替食を別トレーにして提供している。</p> <p>アレルギーや慢性疾患等のある子どもがいる場合は、職員全員が情報を共有し対応する仕組みになっている。全体の保護者に向けてアレルギーや慢性疾患等についての理解を図る取組は、園としては不足していると捉えており、今後の取組に期待する。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	⑮ ・b・c
<p>園は、「食欲は意欲」食べることの喜びは生きるエネルギーとして、食事を楽しむことに取り組んでいる。食育計画は、全体計画の中に年齢別の内容と期ごと（季節）の活動計画が作成されている。年間を通して季節に合わせたおやつ作り（よもぎ団子・梅ジュース・桜餅等）や、お泊り保育やキャンプでクッキング活動を行っている。園庭にある畑では野菜や藍を栽培し、味噌つくりや田植え体験も行っている。幼児組は、温かい物は温かいうちに食べられる様一斉に食べ始めることはせず、昼食の時間を自分のタイミングで遊びを切り上げ、自分で用意し好きな席で好きな人と食べ始めている。自分で食べられる量を自分で用意し、自分の食事に責任を持てるようバイキング形式を行っている。食器は陶器を使用し、食材が映える白色を使用している。陶器は落</p>		

としたら割れるが、その分食器を大切に扱う気持ちが育まれているとのことである。年長児は、春に近くの工房で自分のご飯茶碗を作製し、大切に使っている。乳児はクラスごとに食事をしていくが、食べる量や食事時間等は個々に合わせている。保育士は子どもの咀嚼や嚥下状況を確認し、その日の子どもの状況を配慮し支援をしている。給食のサンプルを展示してきたが、衛生面から現在は写真展示にしている。日常の子どもの食事等の状況は連絡帳や迎え時の会話から伝え、クッキング等の活動はクラスだよりやホワイトボードで常時報告している。また保護者と一緒に行事（野外炊飯・新米まつりなど）をすることで、保護者と連携して食を楽しむことに取り組んでいる。保護者アンケートからも保護者の食育への関心の高さが窺える。

A⑩	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ ⑩ ・c
<p>献立は法人内栄養士が和食を中心として旬の食材を取り入れ、無農薬米を主食として、天然だしをとりおやつを含め手作りすることを基本としている。卵や乳製品は、アレルギーのある子どもも同じ献立で食べられる様に月1回の使用としている。地域の食文化（しもつかれ・インド煮・モロの煮付け等）、季節の行事（七夕・クリスマス・ひな祭り等）や誕生会（赤飯）なども献立に取り入れている。子どもの咀嚼力を育てるよう、歯ごたえのある食材（煮干し・牛蒡・レンコン・フランスパン等）が使われている。調理員は日々子どもの食事の様子を見ることや、定期的な給食会議や日常の保育士との連絡で、子どもの喫食状況を確認し調理の工夫等をしている。また調理員は、外部や法人内の栄養士・調理員の合同の会議に参加し研修を受けている。給食は衛生管理マニュアルに基づいて適切に調理を行っている。今後は子どもが安心して安全に食べることができるよう、子ども自身が衛生面にも留意できるよう、職員全体の衛生管理の意識を向上させていくことを期待する。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑪	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ ⑪ ・b・c
<p>子ども全員にノート形式の連絡帳があり、保護者と保育士のやりとりがある。日々の様子の伝達のほか、保護者からの相談も記載されている。保護者は職員の誰にでも話しやすいと感じており、朝の送り時には話しをする時間はないが、夕方のお迎えの時には担任保育士と話し合っている姿が多く見られた。新年度の説明会や年2回のクラス懇談会、年2回の個人懇談、さらに保護者が参加・参画する親子行事なども用意されていて、保育士と親密な関係を作りやすく、相談事なども気軽に話しやすい状況となっている。クラスだよりや「高原の風」（園だより）には豊富な写真が掲載されていて、園外保育の様子や行事での子どもの様子がよく分かるようになっている。お迎え時にはホワイトボードや映像でその日の保育内容が示され、保護者は日々の子どもの育ちの様子を知ることができ、園と保護者の連携が保たれていることが窺える。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑫	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ ⑫ ・c
<p>保護者とは日頃から気楽に相談できる関係ができているが、保護者からの要請があれば、いつでも相談を受け付けており、場合によっては人目につかない場所を選んで話し合う対応を取って</p>		

いる。個人面談の記録はパソコンの保育園業務支援システムに記録して、個別計画を立てる際の材料としているが、日々の相談の内容や回答については、記録をしないことが多い。相談内容の蓄積は、対応のノウハウの蓄積になり、保護者や子どもの状況分析の一助にもなると考えられるので、今後は形式を決めて記録することが望まれる。

毎月、臨床発達心理士が園を訪れ、専門的な相談を受けることもできるが、必要に応じて、那須町の相談機関や療育機関等を紹介して子育ての支援をしている。中には気後れして相談に来ない保護者もいると思われるため、積極的に声をかけて関係を築いていくことが望まれる。

A ⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ ㉑ ・c
-----	--	----------------

「那須町子ども虐待防止・対応マニュアル」が用意されており、虐待が疑われる場合は、マニュアルに沿って観察、調査、記録をし、必要に応じて那須町子育て支援センターや県北児童相談所に通告して、相談や対応を協議している。虐待の疑いのある子どもに対しては、子どもの様子や送迎時の保護者の様子に気を配り、何か問題がありそうときには声をかけ面談している。登園が遅れたときには、他の子どもに対しても同じであるが、園長が必ず連絡を入れて状況を確認している。虐待が疑われる場合の対応方法等については、園内研修や外部研修に派遣して学んでいるが、毎月訪れる臨床発達心理士にも相談し、親の悩みにも寄り添い園としてバックアップを図っている。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
------------------------------	--	--

A ⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ ㉒ ・c
-----	---	----------------

日々の日誌の記載により、保育士は自分自身の保育実践の振り返りと、子どもの育ちの振り返りをしている。保育日誌は保育園業務支援システムに記載され、誰もが毎日閲覧できるようになっている。午睡時には連絡帳への記入をし、仕事が終わった後は事務室で、担任同士やほかのクラスの職員と保育や子どもの振り返りを行っている。また、月に1回の職員会議で、クラスの様子を話しながら、クラスごとの振り返りを行い、保育士自身の保育実践の振り返りも行っている。

系列保育園の園長が作成した自己評価表（人権チェックシート）で各自の保育や子どもに対する向きあい方をチェックし、主任保育士が成績の良い項目を抽出して原因等を分析し、その結果を職員会議で共有している。今後は、保育士個々の自己評価結果を分析し、保育士自身の成長を図るとともに、園運営や保育全体の質の向上につながるような組織的な取組が期待される。